

(表)

由仁町営住宅入居申込書							
申込者	現住所	(自宅電話 )					
	本籍地						氏名
	勤務先	名称	(電話 )				
		所在地					
町営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日(年齢)	職業	勤務先の名称・所在地	年間所得	
	入居者	本人	( ) ・ ・ ( 才)				
	同居する			( ) ・ ・ ( 才)			
				( ) ・ ・ ( 才)			
				( ) ・ ・ ( 才)			
	親族			( ) ・ ・ ( 才)			
				( ) ・ ・ ( 才)			
	別居扶養親族			( ) ・ ・ ( 才)			
				( ) ・ ・ ( 才)			
希望の団地等	地区名	・ 由仁地区 ・ 三川地区 ・ 川端地区					
	団地名	団地		棟	階数	階	
	備考						

※太枠の部分に記入してください。

<収入計算表>

<p>1 所得</p> <p style="text-align: right;">= 円</p> <p style="text-align: right;">= 円</p> <p style="text-align: right;">= 円</p> <p style="text-align: right;">所得合計 円</p>	<p>3 公営住宅法に定める収入月額</p> <p style="text-align: right;">所得金額： 円</p> <p style="text-align: right;">- 控除金額： 円</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p style="text-align: right;">収入年額： 円</p> <p style="text-align: right;">収入月額： <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> 円</p> <p>4 年度入居収入基準</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p style="text-align: right;">円</p> <p>5 入居収入基準 適合 ・ 不適合</p> <p>審査者職氏名： <span style="float: right;">(印)</span></p>
<p>2 控除額</p> <p>同居・扶養控除額 円× 人= 円</p> <p>老人扶養控除額 円× 人= 円</p> <p>特定扶養親族控除額 円× 人= 円</p> <p>障害者控除額 円× 人= 円</p> <p>特別障害者控除額 円× 人= 円</p> <p>寡婦(夫)控除額 円× 人= 円</p> <p style="text-align: right;">控除額合計 円</p>	

(裏)

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。			
	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4 住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風教上不適当な居住状態にある。 6 自己の責によらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。 7 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9 その他(具体的に記入してください。)			
現在の住宅状況	現在居住している住宅の種類で、該当するものに○を付けてください。			
	1 借家 2 貸間 3 民間アパート 4 賃貸マンション 5 寮 6 社宅 7 公団・公社住宅 8 町営住宅( 団地) 9 町営住宅以外の公営住宅( ) 10 その他( )			
住宅の状況	現在居住している住宅の	所有者住所・氏名		
		月額家賃	円	世帯構成
		間取り		立退の有無 無・有( )
		その他		
この申込については、次のことを誓約します。				
1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。				
2 この申込書に偽りの事項があった場合は、町営住宅の入居決定の取消しを受けても異議を申し立てません。				
3 この申込書に記入した住宅の状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。				
4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。				
由仁町長 様				
年 月 日				
申込者氏名 ㊞				

※1 太枠の部分に記入してください。

2 住民票の写し、収入を証する書類、その他必要とする書類を添付してください。

調査・確認事項

1 由仁町に住民票が	・無	・有(居住の始期 年 月 日)
2 市町村税の滞納が	・無	・有( )
3 その他	団地	・当選
	住戸	・落選

受付印
-----

年 月 日

由仁町長 様

同 意 書

町長が由仁町営住宅管理条例（平成9年6月23日条例第13号）第66条の規定により、暴力団員であるかどうかについて、栗山警察署長の意見を聞くことについて同意します。

	フリガナ名 氏	本 籍	生 年 月 日
1	⑩		( ) . .
2	⑩		( ) . .
3	⑩		( ) . .
4	⑩		( ) . .
5	⑩		( ) . .

- ※ 1 氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。
- 2 本籍及び生年月日を証明する書面を添付してください。

受付印

## 由仁町営住宅申込要領及び注意事項

### 1. 申込手続

#### (1) 申込手続

以下の内容を参照し、別紙「由仁町営住宅申込書」に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ建設水道課土木建築担当に提出してください。

※注意 必要事項で記入及び関係書類が添付されていない場合は、受け付けることができないことがありますので、提出する前に再確認してください。

(ア) 給与所得者等の方(表内の①又は②及び③、④の書類を提出してください。)

※注意 表内の①又は②(a)の書類のうち①を優先としてください。

① 申込する日から過去1年間の所得証明書 (市町村長発行の所得証明書又は給与所得の源泉徴収票)	申込者及び入居しようとする家族(婚約者を含む)で収入のある方は全員です。
② つぎに該当するいずれかの書類	収入の種類
(a) 月別証明書	過去1年間の総収入金額を月別に記入する
(b) 各種年金証明及び支払いの通知書の(写)	各種年金で生活している方
(c) 雇用保険受給資格者証の(写)	現在失業中で雇用保険受給者
(d) 生活保護受給者証明書の(写)	生活保護受給者
③ 世帯全員の住民票	入居される方全員がわかること
④ 納税証明書	
※注意 “過去1年”とは、申込を行った日から過去1年です。	

※市町村長発行の所得証明書・納税証明書は、住民課税務担当に申請し証明を受けてください。

※生活保護受給者の(写)は、保健福祉課福祉担当に申請し証明を受けてください。

※月別証明書は、事業主より証明を受けてください。

※その他の通知書等の(写)は、各自がお持ちのものとなります。

### 2. 申込資格

#### (1) 一般世帯の資格

次の①から⑥までのすべてに該当することが必要で、一つでも欠けると申込資格がありません。

① 夫婦(婚約者を含みます)又は親子を主体とした家族であること。

※注意1 婚約者は、婚約していることの証明をいただきます。(申込みは、式の1ヶ月前からです)

※注意2 単身者又は家族を不自然に分割しての申込は認めません。

② 「基準月収額」が次の基準内にあること。

本来入居者 158,000円以下であること。

裁量階層 214,000円以下であること。

裁量階層とは、次のいずれかに該当する方です。

(a) 入居者又は同居者に障害基準法第2条に規定する障害のある方(4級以上)

(b) 入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方

(c) 戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が建設省令で定める程度の方

(d) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

(e) 海外から日本に引き揚げて来て、5年を経過していない方

※注意1 入居する家族(婚約者を含みます)に2人以上の収入があるときは、所得を合算した月収額が上記の基準であること。

※注意2 月収額が、158,000円(裁量階層は214,000円)を超える方は申込資格はありません。

- ③ 現に次の1から9のいずれかに該当する住宅困窮理由が明らかなる者であること。
- 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。
  - 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
  - 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。
  - 4 住宅がないため、親族と同居することができない。
  - 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風教上不適当な居住状態にある。
  - 6 自己の責によらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。
  - 7 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
  - 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
  - 9 前各号に該当する者のほか住宅に困窮していることが明らかなる者。
- ④ 現に町内に住所(住民票)又は勤務場所を有する者であること。  
 ※注意 町外からの申込者で町内に勤務場所を有する場合でも入居契約時に住民票を由仁町に転入していただき、その(写)を提出するようお願いいたします。
- ⑤ 連帯保証人があること。(請書提出時)  
 ※注意1 連帯保証人は、由仁町に住所を有し、かつ入居申込者と同程度以上の収入を有するもので町税の滞納がないこと。  
 ※注意2 請書で求める連帯保証人については、連帯保証人の所得を証明する書類及び印鑑登録の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付していただきます。
- ⑥ 市町村税の滞納がないこと。
- ⑦ 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## (2) 単身者世帯の資格

単身者で申込できる方は(1)一般世帯の資格の②～⑦の各号に該当するほか、次の(ア)から(ク)までのいずれかに該当することが必要で“単身入居の入居者資格認定のための申立書”を提出していただきます。

但し、日常生活について常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができない方、又は受けることが困難であると認められる方は入居できません。

※注意 家族を不自然に分割しての申込は認めません。(同居親族がありながら、これと別居して単身で入居申込をしようとする者については、民生委員の別居の必要性の有無についての意見を参考にして判定させていただきます。)

### (ア) 60歳以上の方

#### (イ) 生活保護を現に受けている方

#### (ウ) 障害者

身体障害:身体障害者障害等級1級から4級までの障害のある方

精神障害:障害等級1級から3級の障害のある方

知的障害:精神障害の程度に相当する程度

#### (エ) 戦傷病者

戦傷病者手帳の交付を受け恩給法の特別項症から第6項症までの方と第一款症の障害のある方

#### (オ) 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

#### (カ) 引揚者

海外から引き揚げたから5年未満の方

#### (キ) ハンセン病療者

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者

#### DV 被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「法」という。)

第1条第2項に規定する被害者で法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立を行った者で当該がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

### 3. 月収額の計算方法

「収入」とは、ここでは税込総支給額をいい「所得」とは、一定の計算方法で算出した金額をいいます。  
(給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額です。)

- ① 入居する家族(婚約者を含みます)に所得のあるものが2人以上いる場合は、それぞれの所得を計算してから所得金額を合算します。
- ② 国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、恩給、各種共済年金の収入は、月収額計算の際給与収入として扱います。
- ③ 所得税法による課税対象とならない次のような収入は月収金額の対象となりません。  
生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、傷害年金等

### 4. 申込について

- ① 申込提出後は記載事項の変更はできません。
- ② 申込提出後は原則として、入居しようとする人の増減はできません。
- ③ 申込書を審査した結果、失格や無効であることが明らかなき場合は、その旨通知します。

### 5. 入居決定について

- ① 申込書を審査し受付表に登録します。該当する住宅に空きがある場合入居決定者として“由仁町営住宅入居決定通知”を郵送させていただきます。  
(入居申込の多い場合は、お待ちしていただくこととなります。)

### 6. 入居手続について

- ① 入居決定者は、別途決定通知のあった日から10日以内に入居手続きを済ませていただきます。  
※注意 この期間内に手続きがない場合は、入居の決定を取消すことがあります。  
万が一、都合の悪い場合は、理由を申し出てください。
- ② 敷金は家賃の3ヶ月分を入居手続きのときに納めていただきます。
- ③ 敷金は入居者が住宅を立退くときにこれを還付いたします。但し、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除します。
- ④ 敷金には利子は付けません。
- ⑤ 入居決定者と連帯保証人の連署する町営住宅入居請書を提出していただきます。

### 7. 入居許可について

- ① 入居手続き後に“由仁町営住宅入居許可書”を郵送します。
- ② 入居許可後に世帯全員の住民票を提出していただきます。

### 8. 入居について

町営住宅は、国の補助金と由仁町のお金で建設された町有財産ですので入居中は守っていただかなければならないことがあります。

- ① 家賃は毎月末日までにその月分を納めていただきます。但し、入居又は明渡しにおいてその月の使用期間が1ヶ月に満たないときはその月の家賃は日割り計算になります。
- ② 次に掲げる費用は入居者の負担となります。  
(ア) 水道、電気、LP ガス、電話等の使用料(照明器具、ガス器具、電話等も入居者のおいて取付けてください)  
(イ) 汚物及びじんかいの処理に要する費用。  
(ウ) 共用施設の使用又は、維持運営に要する費用。  
(エ) 入居者の責めに期すべき事由によって修繕の必要が生じたとき。  
(オ) 退居時におけるタタミの裏返し、襖の張り替え(住宅の使用期間にかかわらず全枚数とします。又、1枚当たりの各単価は毎年、年度始めに業者見積もり等を参考として決定させていただきます。
- ③ その他、公営住宅法、由仁町営住宅管理条例及び同施行規則によります。

## 月収額の計算例

◎申込書各控除部分の説明をします。

1. 親族(38万円) ----- 入居しようとする親族のうち申込本人以外の者(扶養控除対象者かどうかは問わない)及び、遠隔扶養親族については控除されます。
2. 老扶・老配(10万円) ----- 老扶(老人扶養親族の略)、老配(老人控除対象配偶者の略)  
下記5・6に該当しない70歳以上の老人扶養者あるいは老人配偶者について控除されます。
3. 特扶(20万円) ----- (特定扶養親族の略)  
扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者をいう。
4. 寡(夫)婦(27万円限度) --- (寡(夫)婦控除の略)  
寡(夫)婦について27万円を限度に控除されます。
5. 障害(27万円) ----- (障害者控除の略)  
身体障害者(身障3級～6級)がいる場合に控除されます。  
精神障害(障害等級2～3級)がいる場合に控除されます。
6. 特障害(40万円) ----- (特別障害者控除の略)  
重度の障害者(身障1級・2級)がいる場合に控除されます。  
精神障害(障害等級1級)がいる場合に控除されます。

◎計算例(但し、給与所得の場合です。)

<例1>収入者が1人の場合

氏名	続柄	生年月日(年齢)	勤務先・学年	年間総収入金額(扶養)
由仁はじめ(申込者)	本人	S00.00.00(38才)	-----	3,587,490円
由仁はな子	妻	S00.00.00(34才)	無職	(由仁はじめの扶養)
由仁ゆたか	子	S00.00.00(12才)	小学6年	(由仁はじめの扶養)
由仁すみれ	子	S00.00.00(8才)	小学3年	(由仁はじめの扶養)
由仁さくら	子	S00.00.00(3才)		(由仁はじめの扶養)

年間総収入金額 3,587,490円に対しての年間総所得金額を 2,372,200円と仮定すると、

年間総所得金額	2,372,200円
親族控除	-) 380,000円×4人
	852,200円

1ヶ月当たりの金額 852,200円÷12ヶ月=71,016円/1ヶ月当たり

<例2>収入者が2人で、老人扶養(72才)がいる場合

氏名	続柄	生年月日(年齢)	勤務先・学年	年間総収入金額(扶養)
由仁はじめ(申込者)	本人	S00.00.00(38才)	-----	3,587,490円
由仁はな子	妻	S00.00.00(34才)		1,212,183円
由仁ゆたか	子	S00.00.00(19才)	大学1年	(由仁はじめの扶養)
由仁みのる	子	S00.00.00(72才)	無職	(由仁はじめの扶養)

年間総収入金額 3,587,490円に対しての年間総所得金額を 2,372,200円と、年間総収入金額 1,212,183円に対しての年間所得金額を 562,183円と仮定すると、

年間総所得金額	2,372,200+562,183	2,934,383円
親族控除	-) 380,000円×3人	1,140,000円
老人扶養控除	-) 100,000円×1人	100,000円
特定扶養親族控除	-) 200,000円×1人	200,000円
		1,494,383円

1ヶ月当たりの金額 1,494,383円÷12ヶ月=124,531円/1ヶ月当たり